

令和7年第3回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 頁
議案第 3 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	8 頁
議案第 4 号	八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 5 号	八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10 頁
議案第 6 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第 7 号	八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	21 頁
議案第 8 号	決算認定について	22 頁
議案第 9 号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	23 頁
議案第 10 号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	24 頁
議案第 11 号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	25 頁
議案第 12 号	令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	25 頁
議案第 13 号	令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	25 頁
議案第 14 号	令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）	25 頁

議案第15号	令和7年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	25頁
議案第16号	八千代市公共下水道事業会計に係る減債積立金の目的外使用について	26頁
議案第17号	契約の締結について （八千代市新庁舎建設（建築）工事）	27頁
議案第18号	契約の締結について （八千代市新庁舎建設（電気設備）工事）	28頁
議案第19号	契約の締結について （八千代市新庁舎建設（機械設備）工事）	29頁
議案第20号	契約の締結について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）工事）	30頁
議案第21号	契約の締結について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事）	31頁
議案第22号	契約の締結について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事）	32頁
議案第23号	議決事件の一部変更について （八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）	33頁
議案第24号	議決事件の一部変更について （村上橋補修工事）	34頁
議案第25号	教育委員会教育長の任命について	35頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	36頁
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	37頁

議案第 1 号

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

八千代市職員の勤務時間に関する条例（平成元年八千代市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「その他規則で定める者」の次に「（第 7 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 7 条 任命権者は、八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年八千代市条例第 1 号）第 1 2 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 八千代市職員の育児休業等に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第7条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第7条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の意向確認等について定めるため、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員の育児休業等に関する条例及び八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 8 条の 2 中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「昭和 3 4 年八千代市条例第 1 2 号」を「昭和 3 4 年八千代市条例第 1 2 号。以下「休日休暇条例」という。」に改め、「定める休暇」の次に「（育児又は介護に係る休暇であって、1 日の勤務時間の一部を勤務しないこととされる種別の休暇に限る。）」を加え、「同条例」を「休日休暇条例」に改め、「（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）」を削り、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「八千代市職員の休日及び休暇に関する条例」を「休日休暇

条例」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 休日休暇条例第3条第3項第2号に規定する規則で定める休暇（育児に係る休暇であって、1日の勤務時間の一部を勤務しないこととされる種別の休暇に限る。）を与えられている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

第9条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

- 2 休日休暇条例第3条第3項第2号に規定する規則で定める休暇（育児に係るものに限り、1日の勤務時間の一部を勤務しないこととされる種別の休暇を除く。以下「第2号就学期子育て休暇」という。）を与えられている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分（第2号就学期子育て休暇を

与えられている職員にあつては、1年につき77時間30分から当該第2号就学期子育て休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

(八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年八千代市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「あたり」を「当たり」に改め、同条第2項中「1歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をす

る場合における第1条の規定による改正後の八千代市職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正したい。

議案第 3 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のよう
に改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（手数料の金額の特例）

- 4 令和 7 年 1 1 月 4 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、民間の事業者等が設置する端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により証明書等の交付を受ける場合の第 2 条第 3 号、第 1 0 号及び第 2 0 号から第 2 2 号までの規定の適用については、同条第 3 号中「3 0 0 円」とあるのは「2 0 0 円」と、同条第 1 0 号中「4 5 0 円」とあるのは「3 5 0 円」と、同条第 2 0 号から第 2 2 号までの規定中「3 0 0 円」とあるのは「2 0 0 円」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する。

提案理由

民間の事業者等が設置する端末機により交付される証明書等に係る手数料の金額の特例を定めるため、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部
を改正する条例

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7
年八千代市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号から第 8 号までを削り，第 9 号を第 6 号とし，第 1 0 号を第
7 号とし，同条に次の 1 号を加える。

- (8) 情報システムの運用管理，クラウド・コンピューティング・サービスの
利用，ソフトウェアの使用許諾その他の情報の処理に係る業務に関する契
約

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

長期継続契約を締結することができる契約に，クラウド・コンピューティン
グ・サービスの利用に関する契約を加える等のため，条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例（平成 2 0 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 8 号を第 1 1 号とし，第 7 号を第 1 0 号とし，第 6 号を第 9 号とし，第 5 号の次に次の 3 号を加える。

- (6) 公共施設 道路，公園，下水道，緑地，広場，河川，運河，水路及び消防の用に供する水利施設をいう。
- (7) 公益的施設 義務教育施設，保育施設，集会施設，医療施設，ごみ集積場所，上水道その他居住者の共同の福祉又は利便の用に供する施設をいう。
- (8) 公共施設等 公共施設及び公益的施設をいう。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に，「自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う」を「次に掲げる」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う開発事業
- (2) 建築基準法第 8 5 条第 1 項，第 2 項及び第 5 項の規定による仮設建築物の建築を目的として行う開発事業
- (3) 建築行為のうち建築物の増築を行うものであつて，当該増築前の建築物に係る公共施設等の整備の状況が当該増築後の建築物に係る公共施設等の整備に関する基準（次条において「公共施設等整備基準」という。）に適合していると認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な行為であつて規則で定める開発事業
第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 2以上の開発事業が事業区域、事業者、工事の着手時期その他の規則で定
める事項を勘案して一体性を有すると認められるときは、これらの開発事業
を一の開発事業とみなして、この条例の規定を適用する。

第5条第1項中「ついて」の次に「、公共施設等整備基準に基づき」を加え、
同条に次の1項を加える。

3 事前協議は、前条第1項第1号に掲げる条例適用事業にあつては、法第3
2条第1項及び第2項に規定する協議を兼ねるものとする。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定により締結した協定は、当該協定の締結の日から起算して1年
を経過する日までの間に開発行為を行おうとする者が当該協定に係る法第3
0条第1項の規定による開発許可の申請をしないときは、当該経過する日を
もってその効力を失うものとする。

第10条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に、「あらかじめ、当該変
更後の計画について市長と協議を行わなければ」を「改めて市長と協議を行い、
協定を締結しなければ」に改め、同項ただし書中「規則」を「当該条例適用事
業の計画の変更が既に締結した協定に影響を及ぼさないとき、又は規則」に改
める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条に次の1号を
加える。

(4) 第11条第1項本文及び第2項の規定に違反して条例適用事業に係る工
事に着手している者

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第8条（第10条第3項において準用する場合を含む。
次項において同じ。）」を「第8条第1項の協定及び第10条第1項本文」に、
「当該協定」を「これらの協定」に改め、同条第2項中「第8条」を「第8条
第1項の協定及び第10条第1項本文」に、「当該協定」を「これらの協定」
に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「第8条」を「第8条第1項の協定及び第10条第1項本文」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(工事の着手の制限)

第11条 開発事業者は、第8条第1項の協定を締結するまでは、条例適用事業に係る工事に着手してはならない。ただし、通常管理行為及び調査を行う場合は、この限りでない。

2 開発事業者は、条例適用事業の計画の変更について前条第1項本文の協定を締結するまでは、条例適用事業に係る工事（当該計画の変更に係る部分に限る。）に着手してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる事前協議の申出に係る開発事業について適用し、同日前にされた事前協議の申出に係る開発事業については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

提案理由

開発事業における事前協議の手續等の透明性及び実効性を確保するため、条例を改正いたしたい。

議案第 6 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 1 4 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし，第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ，同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 開発行為 法第 4 条第 1 2 項に規定する土地の区画形質の変更であって，規則で定めるものをいう。

第 3 条の見出し中「強化」の次に「及び緩和」を加え，同条に次の 1 号を加える。

(4) 政令第 2 7 条の技術的細目に定められた制限の強化は，次に掲げるものとする。

ア ごみ集積場所を配置すべき開発行為の規模は，住宅の用に供する目的で行う開発行為であって，一戸建ての住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数が 5 戸以上のものとする。

イ 集会施設を配置すべき開発行為の規模は，住宅の用に供する目的で行う開発行為であって，一戸建ての住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数が 2 0 0 戸以上のものとする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 法第 3 3 条第 3 項の規定による条例で定める技術的細目に定められた制限

の緩和は、政令第25条第6号の技術的細目に定められた制限の緩和にあつては、開発区域の周辺に、0.25ヘクタール以上の公園等から半径250メートル以内に開発区域全体を含み、かつ、居住者が支障なく利用できる公園等の設置が予定されている場合に行うこととする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条に次の3号を加える。

- (5) 市街化調整区域において、親族が所有する適法建築物（建築基準法及びこれに基づく命令並びに条例の規定に適合するものとして確認済証の交付を受けた建築物をいう。次号において同じ。）の敷地を分割して、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為
- (6) 市街化調整区域において、農業を営む者が自己の居住の用に供する住宅その他これに類するものとして許可又は証明を受けて建築された属人性のある適法建築物を属人性のない住宅として建て替えるための開発行為
- (7) 前各号に定めるもののほか、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として規則で定めるもの

第7条を第9条とする。

第6条中「建築基準法別表第2(3)項に掲げる第2種低層住居専用地域内に建築することができる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 専用住宅（自己の居住の用に供するものに限る。）
- (2) 自己の居住の用に供するための住宅であつて、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する要件を満たすものに限る。）
- (3) 建築基準法別表第2(4)項第5号、第6号及び第8号に掲げるもの
- (4) 建築基準法別表第2(3)項第2号に掲げるもの（建築基準法施行令第130条の5の2に規定する要件を満たすものに限る。）
- (5) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に規定する要件を満たすものに限る。）

第6条を第8条とする。

第5条中「いずれにも該当する土地の区域」の次に「のうち市長が指定する区域」を加え、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号

カ中「（昭和44年建設省令第49号）」を削り、同号を同条第2号とし、同条を第7条とする。

第4条第1項中「別表第2」を「別表第4」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

（道路に関する技術的細目）

第4条 道路に関する技術的細目は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第25条第2号ただし書に規定する道路及び同条第4号の車両の通行に支障がない道路の幅員の最低限度は、開発区域の面積及び予定建築物等の用途に応じて別表第2に定めるとおりとすること。
- (2) 開発区域内の敷地に接する部分の道路（主道路（交差点において交差する道路のうち交通量の多い道路をいう。）となるものに限る。）の幅員が6メートル未満の場合は、6メートル以上に拡幅すること。
- (3) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第24条第5号ただし書の場合における袋路状道路の延長及び道路の幅員は、別表第3のとおりとすること。

（公園に関する技術的細目）

第5条 政令第25条第6号ただし書の開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 開発区域の周辺に、0.25ヘクタール以上の公園等から半径250メートル以内に開発区域全体を含み、かつ、居住者が支障なく利用できる公園等が存在する場合
- (2) 開発区域の全てが土地区画整理事業として造成され、当該事業で必要な公園が存在する場合

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条第1号）

予定建築物等の 用途 開発区域の面積	一戸建ての住宅	共同住宅等	一戸建ての住宅 及び共同住宅等 以外の建築物
0.3ヘクタール 未満	4メートル以上	4メートル以上	4メートル以上
0.3ヘクタール 以上1ヘクタール 未満		6メートル以上	6メートル以上
1ヘクタール以上	6メートル以上		9メートル以上

備考

- 1 開発区域内の敷地に接する部分の道路が国道及び県道に接する場合の当該道路の幅員の最低限度は、この表の規定にかかわらず、当該道路が接続する国道及び県道の路線全体の幅員の状態等を勘案して別に定める。
- 2 過去に開発行為の許可を受けたものは、この表の規定にかかわらず、別に定める。
- 3 準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあっては、通行に支障がなく、かつ、周辺の道路の状況を考慮してやむを得ないと認められるときは、この表の規定を適用させないことができる。

別表第 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第3（第4条第3号）

袋路状道路の延長	道路の幅員
35メートル未満	4.5メートル
35メートル以上70メートル未満	5メートル
70メートル以上120メートル未満	6メートル
120メートル以上	6.5メートル

備考

- 1 袋路状道路の延長が120メートル以上となる場合であって、当該袋路状道路の中間部以降に歩行者専用道路、公共空間等の避難路として他の場所へと通り抜けることができるものが設けられているときの当該袋路状道路の幅員は、この表の規定にかかわらず、6メートルとする。
- 2 既存の幅員が6メートル未満の袋路状道路に接続する道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。
- 3 この表の規定にかかわらず、開発行為後に袋路状道路が延長される見込みのない場合における道路の幅員については、別に協議を経て定めることができる。

別表第4（第6条第1項）

区域	予定される建築物の用途	建築物の敷地面積の最低限度
市街化区域	一戸建ての住宅	125平方メートル
市街化調整区域	一戸建ての住宅 兼用住宅 併用住宅	300平方メートル

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の規定による申請（以下この項において「申請」という。）に係る開発許可の基準について適用し、同日前に行われた申請に係る開発許可の基準については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

提案理由

開発行為に係る技術的細目を加える等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号

八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市立小学校設置条例の一部を改正する条例
八千代市立小学校設置条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	八千代市立八千代台東小学 校	八千代市八千代台東 2 丁目 5 番 1 号	」	を
「	八千代市立八千代台東小学 校 八千代市立みどりが丘第二 小学校	八千代市八千代台東 2 丁目 5 番 1 号 八千代市大和田新田 1, 1 0 0 番地 1	」	に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

みどりが丘第二小学校を設置するため、条例を改正いたしたい。

議案第 8 号

決算認定について

令和 6 年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第 9 号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 120, 485, 157 円のうち 562, 856, 564 円を資本金へ組み入れ, 557, 628, 593 円を減債積立金に積み立てる。

令和 6 年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて, 議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第 10 号

八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 97,632,966 円を利益積立金に積み立てる。

令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服部友則

議案第 1 1 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 2 号 令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 3 号 令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 4 号 令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 5 号 令和 7 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 16 号

八千代市公共下水道事業会計に係る減債積立金の目的外使用について

八千代市公共下水道事業会計に係る減債積立金 73,660,295 円を取り崩し、利益積立金に積み立てるため、目的外使用することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服部友則

提案理由

八千代市公共下水道事業会計において、欠損金が生じる恐れがあるため、減債積立金を取り崩し、利益積立金に積み立てることについて、地方公営企業法施行令第 24 条第 2 項の規定により議会の議決を求めたい。

議案第17号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和7年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約事項 | 八千代市新庁舎建設（建築）工事 |
| 2 契約方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 7,805,490,000円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉市中央区富士見二丁目11番1号
清水建設株式会社千葉支店
執行役員支店長 檜物隆之 |

提案理由

八千代市新庁舎建設（建築）工事について、清水建設株式会社千葉支店と契約を締結いたしたい。

議案第18号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和7年8月27日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- 1 契約事項 八千代市新庁舎建設（電気設備）工事
- 2 契約方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 2,310,000,000円
- 4 契約の相手方 エネシス・モデン・鈴木特定建設工事共同企業体
構成員 東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
(代表者) 株式会社東京エネシス
代表取締役社長 眞 島 俊 昭
構成員 千葉市中央区松波三丁目11番19号
モデン工業株式会社
代表取締役 関 泰 之
構成員 八千代市萱田2214番地
株式会社鈴木電気
代表取締役 鈴 木 利 雄

提案理由

八千代市新庁舎建設（電気設備）工事について、エネシス・モデン・鈴木特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

議案第19号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和7年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約事項 | 八千代市新庁舎建設（機械設備）工事 |
| 2 契約方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 2,112,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 三建・長岡特定建設工事共同企業体
構成員 千葉市中央区中央一丁目1番3号
(代表者) 三建設備工業株式会社 東関東支店
支店長 小島直樹
構成員 八千代市萱田2285番地
株式会社長岡工作所
代表取締役 長岡弘行 |

提案理由

八千代市新庁舎建設（機械設備）工事について、三建・長岡特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

議案第20号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和7年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 契約事項 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）
工事
- 2 契約方法 一般競争入札後の不落随意契約
- 3 契約金額 1,243,000,000円
- 4 契約の相手方 八千代市大和田新田406番地
周郷建設株式会社
代表取締役 周郷寿雄

提案理由

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）工事について、周郷建設株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第21号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和7年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 契約事項 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 354,750,000円
- 4 契約の相手方 千葉市中央区問屋町16番3号
福井電機株式会社
代表取締役 富塚博祥

提案理由

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事について、福井電機株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 22 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- 1 契 約 事 項 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 459,800,000円
- 4 契約の相手方 八千代市大和田新田923番地41
有限会社八千代リビング設備
代表取締役 簗 田 直 貴

提案理由

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事について、有限会社八千代リビング設備と契約を締結いたしたい。

議案第 23 号

議決事件の一部変更について

令和元年 8 月 27 日に議決された議案第 20 号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前 2, 514, 287, 129 円

変更後 2, 515, 442, 129 円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第24号

議決事件の一部変更について

令和3年7月6日に議決された議案第15号契約の締結について（村上橋補修工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和7年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前 475,842,400円

変更後 572,459,800円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき、村上橋補修工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 25 号

教育委員会教育長の任命について

八千代市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 嶺 岸 秀 一

住 所 千葉県八千代市ゆりのき台

提案理由

令和 7 年 9 月 30 日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会教育長を任命いたしたい。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 曲 沼 三七夫
住 所 千葉県八千代市ゆりのき台

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 佐々木 三 幸
住 所 千葉県八千代市大和田